

## 所得の種類

	所得の種類	所得の具体例	所得金額の計算方法
総合課税	利子所得	国債、預貯金等の利子	収入金額＝利子所得金額（利子割の対象となる部分は除く）
	配当所得	株式や出資等の配当	収入金額－株式等の元本所得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
	不動産所得	地代、家賃等	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
	事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
	給与所得	サラリーマンの給料、パート勤務の賃金等	収入金額－給与所得控除額＝給与所得の金額
	譲渡所得（土地・建物等以外）	土地・建物以外の資産の譲渡による所得	収入金額－取得費・譲渡費用－特別控除額＝譲渡所得の金額
	一時所得	生命保険の満期受取金等に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝一時所得の金額
雑所得		厚生年金、国民年金等の公的年金所得	収入金額－公的年金等控除額＝公的年金等に係る雑所得の金額
		上記以外の所得	収入金額－必要経費＝雑所得の金額
分離課税	譲渡所得（土地・建物等）	土地・建物等の譲渡による所得	収入金額－取得費・譲渡費用－特別控除額＝土地・建物等に係る譲渡所得の金額
	株式等に係る譲渡所得	株式などの有価証券の譲渡による所得	収入金額－必要経費・取得費・譲渡費用＝株式等に係る譲渡所得の金額
	上場株式等に係る配当所得（申告分離を選択したもの）	株式や出資等の配当	収入金額－株式等の元本所得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
	先物取引に係る雑所得等	差金等決済に係る先物取引による事業所得等の金額	収入金額－必要経費＝先物取引に係る雑所得等の金額
	退職所得	退職金、一時恩給金	（収入金額－退職所得控除額）×1/2＝退職所得の金額
山林所得	山林の立木を売却した場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝山林所得の金額	